

船橋市教育委員会会議 2月定例会会議録

1. 日 時 平成31年2月6日(水)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時28分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
委 員 鎌 田 元 弘
委 員 佐 藤 秀 樹
委 員 小 島 千 鶴
4. 出席職員 教育次長 金 子 公一郎
管理部長 栗 林 紀 子
学校教育部長 筒 井 道 広
生涯学習部長 三 澤 史 子
管理部参事兼施設課長 安 藤 明 宏
学校教育部参事兼学務課長 磯 野 護
生涯学習部参事兼文化課長 大 屋 武 彦
生涯学習部参事兼青少年課長 古 畠 秀 昭
教育総務課長 丸 良 忠
指導課長 内 海 克 紀
保健体育課長 八重樫 勝 伸
総合教育センター所長 小 林 英 俊
社会教育課長 二 野 史 靖
生涯スポーツ課長 中 田 進 一
西図書館長 仲 臺 幸 彦
郷土資料館長 牟 田 重 実
児童生徒防犯安全対策室長 加 藤 隆 一
教育支援室長 兼 坂 尚 喜

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第2号 平成31年度職員(船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除く)

の人事異動方針について

議案第3号 第三次船橋市子供の読書活動推進計画の策定について

議案第4号 平成31年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第5号 平成31年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第6号 平成31年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第7号 平成31年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

第3 臨時代理報告

報告第1号 市長への報告事項について

第4 報告事項

- (1) 「金杉台中学校に関する地域説明会」の開催結果について
- (2) 第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画策定の概要について
- (3) 平成30年度夢を育む虹のコンサートについて
- (4) 取掛西貝塚学術調査記念講演会「～約1万年前の縄文ワールド第3弾～取掛西貝塚を考える」の開催について
- (5) 第63回成人の日記念船橋市民駅伝競走大会の報告について
- (6) 平成30年度船橋市図書館所蔵資料展「浮世絵に描かれた「ふね」と「はし」」の開催について
- (7) 「くらしの道具展—道具が語るくらしの歴史—」の開催について
- (8) 平成31年第1回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (9) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから教育委員会会議2月定例会を開会いたします。

本日の教育委員会会議の開催に当たり、鳥海委員より所用により欠席との連絡がありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものいたします。

それでは、はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

1月16日に開催しました教育委員会会議1月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは、議事に入りますが、議案第4号から議案第7号については船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第4号に、報告第1号については同規則第12条第1項第3号に、報告事項（8）については同規則第12条第1項第5号に該当しますので、非公開としたいと思います。

また、報告第1号につきましては、関係職員以外にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項（9）の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第2号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第2号、平成31年度職員（船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除く）の人事異動方針についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、1点目でございますが、行政効果を高め、活力と調和のある行政運営が行われるよう、適材適所の人事を推進してまいります。

2点目でございます。行政運営の適正化を図るため、管理能力及び指導能力等にすぐれた適格者の登用に努めてまいります。

3点目でございますが、行政組織の充実、刷新及び職員の意欲の向上を図るため、人事の更新に努めてまいりたいと考えております。特に、市費負担学校職員、これは学校に配置される市費の栄養士、学校事務、給食調理員、用務員、理科実験事務員等おりますが、学校教育の一層の充実と経営効率の向上を図るため、原則として、同一校におおむね5年を目安として、また、新規採用者については、おおむね3年勤務した者を中心

に、積極的に異動を推進してまいりたいと考えております。

4点目でございますが、行政におけるさまざまな課題に対応するため、いわゆる専門職、例えば学芸員であるとか司書、考古などの専門員、専門的な知識を有する職員の配置を充実させてまいりたいと考えております。

以上、前年度の職員の人事異動方針と変更点はございません。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第2号、平成31年度職員（船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除く）の人事異動方針についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第2号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第3号について、社会教育課、説明願います。

【社会教育課長】

議案第3号、第三次船橋市子供の読書活動推進計画の策定についてご説明させていただきます。

資料は厚いですが、最終案と書かれた第三次船橋市子供の読書活動推進計画最終案、別冊1でございます。

第三次船橋市子供の読書活動推進計画につきましては、教育委員会会議11月定例会にて、計画の内容についてご説明させていただいたところですが、その後、多方面からの意見聴取やパブリックコメント等を実施し、第4回船橋市子供読書活動推進会議において策定を行いました。

このたび計画を策定するにあたり、船橋市教育委員会組織規則第3条第1項第1号、教育行政の運営に関する基本方針に定めることに該当することから、教育委員会会議の議決をいただく事項となっております。

教育委員会会議11月定例会では、素案のご説明をさせていただきました。その日以降に修正をした点について、ご報告させていただきます。資料は子供読書活動推進計画

をご覧ください。

まず、表紙や背表紙、あと、はじめののところにある年度についてです。本計画は教育委員会が策定する計画でありますので、教育委員会の決定事項となります。当初は3月の教育委員会会議の議決予定でありましたので、策定年月を平成31年3月と記載していました。しかしながら、その後、スケジュールが前倒しとなり、2月6日の本日の教育委員会会議の議決をいただきましたら、平成31年3月と記載がありました策定年月日を31年2月に変更させていただきたいと考えております。

続いて、8ページです。第2章、計画の基本的な考え方を目標とする数値については、読書が好きな子供の割合と、1か月に読んだ本がゼロ冊の児童生徒の割合の2つの項目を挙げさせていただいております。どちらも、小・中学生が対象の目標となりますが、子供と児童・生徒の表現が混在し、少しわかりにくいので、子供に表記を統一させていただきました。

また、同じく8ページ、目標とする数値に関する変更ですが、小・中学生が対象となっておりますので、未就学児と高校生の目標を設定しない理由を、注釈9としてページの下部に追記させていただきました。

続いて、10ページです。中ほどの課題及び今後の取組・目標値の中の事業ナンバー2、セカンドブック事業です。

事業概要では、より多くの本と出会う機会を提供するため、1歳6か月児童健康診査を受診した子供に、図書館で絵本を1冊手渡し、おはなし会への参加を促しますと、素案では記載しておりましたが、この事業は、おはなし会への参加だけではなく、図書館へ来館していただくことも事業の目的であることから、「来館や」という表記を追加させていただきました。

また、平成29年度の現状値について、1歳6か月児童健診受診者数を当初見込みで計算をしておりましたが、改めて、実績値で算出し直したところ、21.7%から23.3%に上方修正させていただきました。

続いて、20ページ、学校における取り組みのうち、特設コーナーの設置という事業ですが、事業内容のうち、「教科」としていたところを「教科等」に修正いたしました。理由としましては、教科のほかに特別活動が含まれることから、「教科等」としたものです。

21ページ、表中のナンバー24、「朝読書」や「読み聞かせ」等の実施についてです。事業概要では、読書週間を身につけさせるため、「朝読書」や「読み聞かせ」等を各学校の実情に合わせて取り組むよう努めると、素案ではしておりましたが、既に全校で取り組んでいるので、「努める」という表現を削除させていただきました。

同じく21ページ、学校における取り組みの事業、ナンバー26、読書意欲を高める取り組みの実施についてです。

事業概要内に「ピブリオバトル」という言葉がありますが、こちらについての注釈を

欄外につけさせていただきました。

最後に、56ページの審議経過です。

第三次推進委員会議以降の審議経過を追記いたしました。

続いて、パブリックコメントについてご説明させていただきます。資料別冊1の2ページをご覧ください。

第三次船橋市子供読書活動推進計画素案に対する意見募集結果についての部分をご覧ください。

1、意見募集期間につきましては、30年12月15日から31年1月14日の30日間、実施をいたしました。

少し飛びまして、5、集計結果ですが、持参1名、電子メール1名の計2名の方から4件のご意見をいただきました。いただいた意見の内容及びそれに対する市の考えについては、別冊1、3ページの第三次船橋市子供読書活動推進計画素案へのパブリックコメントと市の考え方をご覧ください。いただいたご意見について検討を行い、表の右側に市の考え方を記載させていただいております。今回いただいたご意見については、計画の記載内容の変更、または修正に関するものはございませんでした。ご意見につきましては真摯に受けとめ、計画の推進に生かしてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

【小島委員】

パブリックコメントの1などでは、場所が不便なため、公民館の利用を充実しては、みたいな意見ですけれど、ブックスタート事業も公民館での配付もやっているということで、まず、よかったですでしょうか。

【社会教育課長】

このたび、そのあたりを公民館も拡大する方向でやっておりますので、もう少し配付率が上がるのではないかなと考えております。セカンドブックです。

【教育長】

よろしいですか。

【小島委員】

はい。

【教育長】

ほかにいかがですか。

【佐藤委員】

一応、内容とはまた別ですけれども、契約的に前倒しで1か月前の審議に間に合うということではあったのですけれども、資料が余りにも直前過ぎるとするのは、配付が直前過ぎることがありますので、その辺は、今回なんとか間に合って、全てを確実に読めたわけではありませんけれども、そういうこともありますので、今後ご検討いただければと思います。

【教育長】

すみませんでした。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、議案第3号、第三次船橋市子供の読書活動推進計画の策定についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第3号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第4号から議案第7号の審議に入りますが、当該議案を審議するにあたり、はじめに教育総務課から説明をお願いします。

【教育総務課長】

議案第4号から議案第7号につきましては、市長が平成31年第1回船橋市議会定例会に提出する議案を作成するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見を求められたことから、船橋市教育委員会組織規則第3条第3号の規定に基づき、ご審議いただくものでございます。

内容につきましては、担当から説明させていただきました後、ご審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【教育長】

それでは、議案第4号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第4号について、ご説明いたします。

予算書の76ページをご覧ください。

抜粋で用意させていただいております。

本年度予算額の列の一番下、平成31年度の一般会計歳出予算は2,121億6,000万円となっております。そのうち、同じ列の55款、教育費、こちら平成31年度の予算額は245億4,700万円で、平成30年度の当初予算から約19億円の増額となっております。増減の主な内容については、176ページをご覧ください。特に増減の大きなものとして、10項、教育総務費が6億8,000万円ほど増加しております。主な理由としましては、平成31年10月からの幼児教育の無償化に伴い、保護者負担の軽減を図るべく助成を拡充するためでございます。

次に、178ページをご覧ください。

15項、小学校費が8億5,000万円ほど増加しております。主な理由としましては、(仮称)塚田第二小学校の建設費、各小学校のトイレ、外壁剥落等の校舎改修費が増加したためでございます。

次に、184ページをご覧ください。

35項、社会教育費が1億9,000万円ほど増加しております。主な理由としましては、少年自然の家の整備をするために、給排水設備等の改修工事を行うためであります。

次に、平成31年度予算参考資料をお手元にご用意ください。主な事業についてこちらを使用してご説明いたします。

まず、102、103ページをご覧ください。一番上の私立幼稚園就園奨励費補助金事業です。

先ほどもご説明しましたが、平成31年10月からの幼児教育の無償化に伴い、助成を拡充し、保護者負担の軽減を図るものでございます。

次に、104、105ページをご覧ください。

中段の就学援助費です。経済的な事情がある児童の保護者に対し、新入学学用品の補助金額を引き上げ、また、卒業アルバム代を新たに支給し、また、給食室改修工事により給食が停止される学校に通う児童の保護者に対し、給食費相当分を支給するものでございます。

次に、112、113ページをご覧ください。

下から2つ目の、小・中学校体育振興費です。

中学校の運動部に部活動指導員を派遣する事業であり、新規事業となります。

以上が教育に関する平成31年度当初予算案の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。なお、ご質問につきましては各担当課長から説明をさせていただきます。

以上でございます。

【教育長】

ただいま説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【小島委員】

113ページの新規の運動部活動指導員派遣費の金額ですけれども、どんなふうに算定したのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

【保健体育課長】

この事業は、国と県からそれぞれ3分の1ずつの負担ということで、市持ち出しが3分の1になります。部活動指導員の内容につきましては、前回お話ししましたガイドラインの中にも記載されておりますが、1週当たり週6時間ぐらいの活動で、金額としましては年間、大体十二、三万円です。それを市が負担するというものでございます。今回、新規事業ですので、10名分、部活動指導員を集めて各中学校に派遣する計画であります。

以上です。

【小島委員】

10名分というのは学校に行き渡るような人数ではないという意味で、ほかの制度の利用などもあるのですか。

【保健体育課長】

現在、市では部活動の外部指導員という制度を行っております。顧問がいて、そこにお手伝いの部活動専門の方を派遣して行っているのですが、今回、これは新規事業となりますので、外部指導者も来年度は生かしていただいて、そこから何名、部活指導員に登録して下さるかちょっとわかりませんので、とりあえず10名分を予算化していただきました。各中学校からはかなり部活動指導員が欲しいという声が上がっているのですが、何名が指導員として登録して下さるか、まだ読めないところがありますので、新規事業として10名分をお願いしたところです。

以上です。

【教育長】

よろしいですか。

ほかに何かご質問はございませんか。

【教育総務課長】

先ほど予算書178ページで、小学校費が8億5,000万円ほどの増加の理由とし
まして、塚田小学校の建設費、小学校のトイレ、外壁剥落等の校舎改修費が増加したた
めと申し上げたところですが、小学校のトイレ、外壁剥落の改修費は、この後説
明いたします補正予算、今年度の補正で上げたものでございますので、先ほどの説明が
間違っておりました。大変申し訳ございませんでした。31年度の8億5,000万円
の主な理由としましては、(仮称)塚田第二小学校の建設費が主なものとなります。大
変失礼いたしました。

【小島委員】

すござっくり言うと、トイレは補正予算で、学校は31年度予算という理解でいい
ですか。

【教育総務課長】

はい。

【教育長】

よろしいですか。わからなかったら質問してください。

ほかに何か、もしご質問があればお願いします。

それでは、議案第4号、平成31年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取
についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第4号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第5号について、各課、説明願います。

【施設課長】

議案第5号、平成31年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてのうち、施設課の平成30年度補正予算についてご説明いたします。

1月の定例会でご報告しましたように、平成31年度に予定しております事業のうち、国の補正予算に前倒し可能な事業について、国庫補助金を活用するため、平成30年度3月補正予算に計上するものでございます。

資料は平成30年度補正予算参考資料（3月補正予算）と書いてあるものの9ページをご覧ください。

このページの2段目が小学校の校舎のトイレ改修工事6校、外壁改修工事5校などの校舎改修費と空調設備設置費でございます。

続いて、3段目が小学校の体育館の外壁改修工事や建具の改修工事などがございます。続きまして、11ページをご覧ください。

1段目から小学校のブロック塀等の改修14校と、（仮称）塚田第二小学校の継続費の補正でございます。

次に、3段目からが中学校費となります。校舎の外壁改修工事、空調設備設置、体育館の天井等改修、ブロック塀等の改修工事でございます。

続いて、13ページをご覧ください。

上段ですが、特別支援学校の外壁改修工事と、続きまして、2段目が金堀校舎の継続費の補正となります。

なお、継続費を除きまして、全て31年度に繰越明許して、31年度に工事を行います。

最後に、トイレ改修について、さらにご説明いたします。

本日、A4、1枚でお配りしました右上に管理部施設課と書いてございます、小・中学校トイレ改修についてという1枚物の資料をご覧ください。

市全体として普通建設事業費の抑制が求められている中で、トイレ改修を計画的に進めるため、トイレ改修方法の見直しをすることとして検討してまいりました。見直しの内容といたしまして、一つは改修仕様及び工法の見直しを行い、工事費を28年度と比較して、35%抑制することができました。これは2の見直し内容の（1）にあたるところでございます。

次に、衛生器具数についての検討を実施し、空気調和・衛生工学会規格の適正な衛生器具数に対しまして、児童・生徒数の減少などにより、現状では平均で4.5倍の器具数でございましたので、各学校について見直しをしたところ、平均で2.8倍の設置予定といたしました。

この検討の中で、使わなくてもよいトイレについては閉鎖する予定としましたので、改修系統数は、残り137系統となっておりますところ、104系統に減少することとなります。これらの工法と器具数、面積の見直しの結果、平成31年度以降の事業費は約100億円と見込んでおりましたが、約39億円に抑制できる見込みとなりました。

今後、企画財政部、並びに各学校と調整しながら改修を進めていきたいと考えております。

施設課からは以上でございます。

【教育長】

それでは、施設課の説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

【小島委員】

見直しの基準として使っているこの基準・同解説2009というのは、2009年に出た基準という意味でしょうか。これが今のところ最新の基準でしょうか。

【施設課長】

2009年に出て、現在、これが最新でございます。
以上です。

【教育長】

ほかにいかがですか。

【鎌田委員】

照明器具も仕様が触れていますが、照明器具も同じように、何かの根拠はあるのですか。

【施設課長】

照明器具については、以前は埋め込み式のLED照明を使っておりましたが、これはコストがかかるものですので、埋め込み式ではなくて、通常のLED照明、そういう細かい仕様変更の一部です。

【教育長】

ほかにはよろしいですか。

それでは、続きまして、保健体育課長、お願いします。

【児童生徒防犯安全対策室長】

通学路防犯カメラ設置の補正予算について、説明させていただきます。

平成30年度の補正予算参考資料の12から13ページ、繰越明許費の補正として20ページ、補正予算の28から29ページ、繰越明許の追加で36、37ページをあわ

せてご覧いただけますでしょうか。

事業名は児童生徒防犯対策事業になります。

事業の概要といたしましては、今年度行いました通学路の防犯上における安全点検において、危険箇所とされた小学校の通学路に、安全対策として防犯カメラを2台設置するものです。なお、カメラ設置事業は30年度事業に特別交付税による財政措置が見込まれることから、補正予算として計上したものです。

また、予算成立後は年度内の設置が困難なことから、平成31年度に繰り越すものでございます。

予算額につきましては、役務費11万7,000円、委託料137万6,000円でございます。

以上です。

【教育長】

それでは、保健体育課の説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

【鎌田委員】

先ほどのトイレ改修等の衛生器具の選定基準など、いろいろな面で節約ということを見ると、防犯カメラというのは、割とピンキリになったりするのですか。

機能を下げても台数を増やすとか、そういう検討もあるのでしょうか。

【児童生徒防犯安全対策室長】

基本的に、町会・自治会に対して補助金を出して設置を市でしていただいております。今回、町会・自治会のない部分に関して調査をさせていただきました。その中で防犯カメラの設置に適切かどうかを判断して、今回設置する場所ですが、広角な道路に対して設置したいと思っておりますので、そういうようなカメラを今回考えております。

以上です。

【鎌田委員】

そうすると、ある程度、予算面も検討していただいて、適正な機能のものが適正に配置されるという理解でよろしいということでしょうか。

【児童生徒防犯安全対策室長】

警察も含めて現地を関係者で確認いたしまして、その上で適切なものを、今回、設置したいと考えております。

以上です。

【教育長】

ほかにごございますか。よろしいですか。

では、続きまして、総合教育センター所長、お願いします。

【教育支援室長】

習志野台第二小学校特別支援学級開設に伴う教室改修工事についての補正予算について、説明をさせていただきます。

補正予算参考資料、8ページ、9ページをお開きいただければと思います。

事業名につきましては、校舎整備費、9ページ中ほどにあります教室改修工事、習志野台第二小学校が該当するものでございます。現在、市内小学校8校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置しており、在籍する児童・生徒数は増加の傾向にございます。31年4月に習志野台第二小学校に同学級を開設することで、市東部の自閉症・情緒障害学級を利用する児童の通学、保護者の送迎の負担の軽減を図る計画でございます。

教室改修費については、国の補正予算による国庫補助金を活用して校舎を改修するため、今補正予算として計上を行っております。また、年度内の工事完了が不可能であることから、31年度予算に繰り越しを行います。

予算額については全部込みで入ってしまっていますが、習二小の教室工事につきましては990万円を予定しております。

以上でございます。

【教育長】

何かご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第5号、平成31年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第5号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第6号について、社会教育課、説明願います。

【社会教育課長】

議案第6号、平成31年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取ということで、内容的には、消費税関係の条例改正となります。

説明に使用させていただきます資料は、平成31年第1回船橋市議会定例会議案、平成31年2月15日提出という書類と、表紙がない横判の頭に議案第17号、社会保障の安定財源の確保等に係る税制の抜本的な改革を伴うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例という、こちらの2つの資料で説明させていただきたいと思っております。

まず、議案をお手元にご用意ください。こちらの議案の5ページをご覧ください。こちらの条例は、整備条例という形をとっておりまして、こちらの一つの条例で船橋市の各条例をそれぞれの条で改正する、という構成になっております。

では、8ページをご覧ください。

8ページの第5条です。こちらは、この8ページの5条により船橋市公民館条例を改正するものでございます。本条例、改正案につきましては、消費税法等の一部改正に伴い、船橋市の公民館使用料に地方消費税相当額を加算することについて、所要の改正等を行う必要があるから、本条例により公民館条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、横判の議案第17条と書いてある新旧対照法の15ページをご覧ください。15ページから24ページまでが公民館部分の改正部分であります。15ページの別表第1、施設使用料の表中の各公民館の部屋の単位使用時間ごとの使用料、並びに、23ページの一番下、別表第2とある、それ以降のところでは、公民館の施設等使用料について記載のとおり、消費税率が8%から10%に改正した金額で改正するものとなっております。

先ほどの議案にお戻りいただいて、議案の24ページをご覧ください。

中段よりやや上のところ、附則のところでございます。こちらの附則の1にあるとおり、施行年月日は平成31年10月1日となっております。

なお、附則第6にありますとおり、経過措置として公民館条例の改正の第5条の規定による改正後の船橋市公民館条例の規定は、施行日以後に納付される使用料の額について適用し、施行日前に納付された使用料の額については従前の例によるものといたしますという附則となっております。

次に、戻りまして、11ページをご覧ください。

11ページの第14条により、船橋市視聴覚センター条例の一部改正について行います。

改正の内容でございますが、新旧対照表の31ページをご覧ください。

視聴覚センターは、これまで外税方式により使用料を徴収しておりましたが、このたびの改正で、視聴覚センターの条例の第7条を改正し、これまでの使用料、外税方式から内税方式とし、消費税を8%から10%相当額に変更いたしました。

施行年月日につきましては、公民館と同様に、平成31年10月1日からとなっております。

ります。また、経過措置も公民館と同様、先ほど見ていただいた附則の第13により、改正後の船橋市視聴覚センター条例第7条の規定は、施行日以後に納付される使用料について適用し、施行日前に納付された使用料については従前の例によるものとなっております。

資料がまた飛んで申し訳ございませんが、議案に戻っていただきまして、8ページをご覧ください。8ページの6条の船橋市文化ホール事業で消費税率を変えさせていただくようになります。

次に、10ページの第9条により、船橋市少年自然の家条例を、10条により船橋市立学校運動場夜間照明の使用料の変更を行います。

また、11ページに移りまして、第13条により、船橋市プラネタリウム館の条文を改正し、14条により船橋市視聴覚センター条例の一部改正、それから、次ページの第15条による船橋市武道センターの条例の一部改正を行います。

また飛びまして、15ページをご覧ください。15ページの18条により船橋市民ギャラリー条例の一部改正、19条により船橋市茶華道センター条例の改正、16ページの21条にございます船橋市総合体育館条例の一部改正でございます。

これらは全て、消費税率の改正に伴う使用料等の改正でございます。これらを本議案として提出するものでございます。

説明は以上です。

【教育長】

ご質問があれば、よろしく申し上げます。これは消費税の改定です。

【佐藤委員】

単純に外税方式と内税方式というのが両方混在する形になるのか、こういうものは全部内税になるのかといったことは、いかがですか。

【社会教育課長】

今まで視聴覚センターのみ外税だったのを、原則、内税方式に変える。今までほかのものはほとんど内税だったのですけれども、このたびの改正で、視聴覚センターについては内税にしまして、内税に統一している状況になっております。

【教育次長】

そもそも今回の一連の改正でございますけれども、この10月の消費税の値上げということの中で、役所で取っている使用料・手数料についても、民間施設等と競合するものについては、消費税が本来含まれるべきものです。その消費税というのは、今、基本的に内税が原則です。ところが、役所の公の施設というのは、それぞれが設置条例、条

例に基づいてできておりますが、条例の改正が例えばたまたまあれば、その都度内税に変えてきたという経緯がございます。今、外税が残っているものについて、改正の機会があれば内税にというのは私が財政課長のときからやっていたわけですが、そういう形の中で今回、外税のものも、本来の形である内税に直すということでございます。

それと、改正の条文が一括条例になっていますので、いろいろなところに飛びますけれども、基本は10月から消費税の値上げにあわせて、使用料が、あるいは手数料が上がりますよという一括条例になってしまいます。

以上です。

【教育長】

今まで視聴覚センターだけが、まだ外税で残っていたということですか。

【教育次長】

私ども、視聴覚センターの設置条例だけがあつたかどうかはちょっと定かではありませんが、外税方式でそれまで条例設置されていたものが、従来は、従来というか一番最初は全ての条例が外税方式で書いてありました。それが、法が内税になったときに内税に変えつつあるのですけれども、全部が変え終わっていなかったということだと思います。

【教育長】

では、今回、視聴覚センターを内税にすれば、もう全部内税になるということですか。

【社会教育課長】

教育関連施設のほうは。

【教育長】

教育関連施設のほうは。後ろでバツしているけれども。

【青少年課長】

先ほどのご説明で第8条、船橋市青少年会館条例が漏れていました。こちらも外税方式でしたが、今回、総額表示に修正いたします。

【教育長】

青少年会館も外税でしたか。

【青少年課長】

はい。第9条の船橋市少年自然の家条例についても外税方式だったのですが、今回、総額表示、内税にさせていただきます。

【教育長】

では、生涯学習部長、言ってください。

【生涯学習部長】

幾つかの施設について外税のまま残っていて、その中に視聴覚センターですとか、少年自然の家だとか、青少年会館というものがございましたけれども、今回の改正で、教育施設全て内税になるという点は間違いございません。

【教育長】

この辺きちんと整理してお話ししてくだされれば、もっとよくわかったのではないかと思います。よろしくお願いします。

【佐藤委員】

こういった公共施設に関しては、ちょっと私もわかりませんが、よく売っているものなんかに関しては今度レシートなども、例えば税額を表示しなければいけないとかいう形になっていますけれども、こういったものは特に問題ないのですか。

【教育次長】

正直申し上げて、今、教育委員会にきている詳細、企画財政部で今どういうふうを考えているかわかりませんが、法には沿った形で対応しているというふうには思っております。申し訳ございません、そこの辺の情報がまだ私どものほうまで来ておりません。

【教育長】

よろしいですか。ここできちんと整理ができるということですので、よかったと思います。

それでは、議案第6号、平成31年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第6号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第7号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

学務課からは、議案第7号、平成31年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について、説明をさせていただきます。

お手元の平成31年第1回船橋市議会定例会議案、下に67と番号が振られている、後ろのほうのページです。ご覧いただければと思います。

新旧対照表ですが、69ページをご覧ください。この議案は、学校教育法の一部改正等に伴い、関係する6つの条例を整備するものでございます。そのうち、学務課で所管しておりますのが船橋市奨学金貸付条例でございます。平成31年4月1日に施行の学校教育法の一部改正により、大学の一つとして、専門職大学が制度として創設されることとなりました。この専門職大学とは、大学が強みとする教養や理論とその応用の教育と、専門学校が得意とする特定職種の実務に直接必要となる知識や技術の教育、それぞれを備えた教育機関と位置づけ制度化されるものです。

そのような中で、奨学金貸付条例の改正内容といたしましては、条例の第10条に奨学金の返還に関する規定をしております。現行の条文では、大学や高校などを卒業した場合などに適用しております。今回制度化される専門職大学独自の仕組みとして、専門職大学の課程を前期課程と後期課程の区分に分けることが大学により可能な制度となっております。このうち、前期課程を修了した者が社会に出る場合の道が開かれることとなりました。そのため、新旧対照表の69ページにありますとおり、現行では、卒業し、または退学した日と書かれているところを、改正案は「卒業し」というところと、または「退学した日」との間に括弧書きで「専門職大学の前期課程を修了した場合を含む」を追加する改正でございます。

学務課からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【小島委員】

起算点なので、明確化されていないといけないかと思うのですが、前期課程を終えて後期課程に進む場合は、どの時点から起算されるというふうになるのでしょうか。

【学務課長】

いわゆる、大学は4年間というところであると思うのですが、この専門職大学の場合には、その大学によって前期課程を2年とか3年というふうに定めておきまして、そこを修了すると、前期課程修了だけでも短期大学士という学位をとることができるということです。ですから、後期に進まなくても、そのまま専門職につけるというところで、卒業とは違うのですが、社会に出ることができる。ただ、前期課程修了後に、一旦、再就職してからまた後期に再び入学することは可能というふうには聞いているところでございます。

【教育長】

小島委員、何かまだ納得いかなければ、質問してください。

【小島委員】

要するに、前期が終わってしまったら一律に、起算点がはじまってしまうという理解になるのですか。それとも、普通に卒業するまで在学していれば、卒業した時点が起算点というふうになるのですか。

【学務課長】

そのまま後期に進んで、4年間、専門職大学を卒業ということも当然あります。

【小島委員】

とにかく、その時点から3年以内に返還しなければいけないということになっているという条例のようなので、そういう意味で、いつまでに返済開始をしないといけないかというのが明確にわかってないといけないと思うのですけれども、通常は、卒業してから3年みたいなイメージでいいのですよね。ところが、専門職大学の場合は前期が終わってそこで就職するというケースも考えられるからということで、これを入れるということだと思えるのですけれども、前期が終わっただけで後期も進む予定だけれどもという人のパターンでも、起算がもう、前期が終わった段階で3年以内の起算点がはじまってしまうという意味ではないということでもいいのですか。

【学務課長】

後期に進めば後期が終わった段階でからという返還ということですよ。

【小島委員】

この辺、それでわかるのかなというのが、いいのかな。

【教育長】

前期と後期と分かれていますか。

【学務課長】

当然、前期が修了した段階で、先ほども説明させていただいたとおり、後期課程に当然進む人もいますので、ですから、前期が修了しても後期に進む場合は、その修了とみなしませんので、そこから返還というところはありません。後期に進む人は後期が終わった段階での返還という解釈ですということです。

【教育長】

前期でやめる人もいるということですよ。

【学務課長】

前期でやめて、就職ができるので、学位はもらえてしまうので、修了して学位をもらって社会に出る方もいらっしゃるので、その場合には前期が修了した段階で返還を求めるところです。

【教育長】

ということなんです。小島委員。

【小島委員】

修了し、かつ、後期課程に進まない場合というふうに入れなくてもいいのかなと、ちょっとそこが疑問ですけれども。

前期は修了しているという意味なんです。だから逆に、何かまだ、学生なのに起算点が始まってしまったらちょっと気の毒になってしまう、解釈でそういう余地が残るとよくないかという。ただ、条例へ入れたので、誰かチェックはしていると思うので、何かほかの条例との関係でそういうふうにはならないのだったら別にこのままでいいのでしょうけれども。

【教育長】

文言については、括弧内はどこかで規定されているのですか。

【学務課長】

前期を修了した場合ということで、前期から後期に行く場合には前期修了はそのまま、前期後期課程ということで専門職大学に数年で通えますので、修了して、いわゆる就職した場合ということですので、前期課程から後期課程に進む場合は、そのまま継続し

て専門職大学に通えますので、そこからは前期修了の段階での返還はありませんというところでは。

【鎌田委員】

だから、後期に行った人が前期課程修了者ではないということですね。

【教育長】

そういうことです。

【小島委員】

修了の文言として、そういう意味ということだったら、まあ。

【教育長】

読み取れるとは思いますがね。

よろしいですか、小島委員。

【小島委員】

この修了の意味がそういう意味だということであれば。

【教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、議案第7号、平成31年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第7号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

はじめに、報告事項（1）について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

報告事項（1）は、本冊の3ページをご覧ください。

金杉台中学校に関する地域説明会についてご報告いたします。

去る12月の定例会では、11月に開催した金杉台中学校、金杉台小学校の在校生の保護者を対象とした、保護者説明会について、ご報告いたしました。

本日は、先月19日、土曜日に金杉台中学校、金杉台小学校の保護者に加え、金杉台中学校に通学可能な周辺校の保護者、金杉台中学校の周辺地域にお住まいの方々を対象として、船橋市立金杉台中学校に関する地域説明会を開催しましたので、ご報告いたします。

今回対象とした関係校周辺地域の町会・自治会のほか、周辺の保育園、幼稚園等を通じて、3,200枚ほどの説明会の開催ご案内をお配りいたしております。当日は35名の方に出席いただきました。

冒頭に、金杉台中学校の現状と、今後の生徒数の推計、対応策の検討経過に加え、対応策の中には実現困難なものや、効果が一時的なものもあることから、教育委員会としては教育環境の充実のためには、学区の位置関係等から、他の学校よりも地理的課題が少ない御滝中学校との統合が望ましいと考えている旨を説明し、その後、質疑応答を1時間ほど行いました。

8名の方から質問、ご意見をいただきました。主な内容を資料にまとめてありますが、幾つか挙げますと、1番目の丸です。金杉台中学校の統合は決定しているのかとの質問に対して、まだ決定していない。教育委員会会議で議決をし、学校の設置者は地方公共団体であるので、議会に諮っていくことになるかと回答し、また、3番目の丸のところですけれども、教育効果について、成績だけ見て大規模校がいいというのは一つの偏った見方で、例えば、大規模校ではいじめの問題があるのではないかとという質問に対して、いじめに関して、生徒数といじめの認知件数は全く相関はない。生徒数が多いことでいじめの発生率が高いということはないと回答しています。

次のページに移ります。

上から2番目の丸のところですけれども、クラスがえの利点に教育的配慮が行えるという可能性はあるが、実際やっているのか、効果が上がっているのかという質問に対して、学力を均等に分けた上で、人間関係のトラブル等を考慮してクラス分けをする。実際にクラスがえをすることで学校に通えるようになった事例はありと回答しました。

続いて、意見については、例えば一番下の丸のところすけれども、金杉台中学校に子供を通わせていたが、デメリットは感じない。特色ある2つの中学校として存続してほしい。せっかく選べる2つの学校があるのに、もったいないというようなものでございました。

また、説明会の時間内に言い切れなかった意見等を把握するため、ご意見等記入用紙を回収いたしましたけれども、自由記入欄に書かれた意見の11件は統合反対、存続を望むものでしたが、一方で、統合に賛成、統合後の校舎の利用計画を検討してほしいという意見も2件ございました。今後も引き続き地域の意見を丁寧聞いてまいりたいと

考えております。

報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

【佐藤委員】

本当は私も行きたかったのですがけれども、行けませんで、すみませんでした。

それと、この参加者の35人の方というのは、皆さんどこにお住まいで、どういう方かというのは、大体わかっているのですか。

【教育総務課長】

特にそういった統計をとっておりませんが、質問をされた方々を見ますと、前回の保護者の説明会に来ていた方が多くございまして、保護者と思われる方が15名、地域の方と思われる方が20名ぐらいだったと感じております。

以上でございます。

【教育長】

ほかにございますか。

それでは、無いようでしたら、続きまして、報告事項（2）について、社会教育課、報告願います。

【社会教育課長】

報告事項（2）第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画策定の概要についてご説明差し上げます。

資料は本冊5ページをご覧ください。

まず、1、事業概要についてです。

船橋市生涯学習基本構想・推進計画は、平成12年度に第一次計画を策定いたしました。現在、第二次計画が進行しておりますが、第二次計画の計画期間が平成24年度から32年度でございますので、平成33年度から開始する第三次計画を新たに策定したいと考えております。

第三次計画策定のための期間は、31年、32年度の2カ年を想定しております。策定に当たっては、31年度に市民アンケートを実施し、基礎データを収集、策定は市長を本部長とする生涯学習推進本部、部会、ワーキンググループで行います。策定の際は、学識経験者や市民公募委員等の外部委員で構成する生涯学習基本構想・推進計画検討委員会から、助言・提言をいただく予定でございます。

次に、2、生涯学習の概念と「生涯学習推進本部」の成り立ちをご覧ください。生涯学習の概念は非常に広範囲にわたり、生涯学習行政はほとんど全ての行政分野が関係しております。このことから、右側の生涯学習本部の成り立ちにございますとおり、現在は市長を本部長として、全庁的な組織である推進本部を設置し、生涯学習推進において中心的な役割を担っている社会教育課がその事務を担い、生涯学習の推進を図っているところでございます。

では、次のページをご覧ください。

3、構想・計画策定と推進の体系図について、ご説明申し上げます。

計画の策定は、市長を本部長として、部局長級で構成する推進本部、生涯学習部長を部会長として、課長級で構成する部会、係長級で構成するワーキンググループからなる、生涯学習推進本部で行います。

計画の策定に当たっては、第三者委員会である生涯学習基本構想・推進計画検討委員会から、助言・提言をいただく予定でございます。

検討委員会の構成は、欄内の下のほうの米印に記載しておりますとおり、学識経験者、生涯学習団体関係者、教育関係者、社会教育委員、公民館運営審議会委員、市民公募委員の10名で構成する外部委員会となります。

なお、計画の策定に当たり、それぞれの段階で、社会教育委員会議に報告をしております。

計画の推進につきましては、推進本部から社会教育委員会議に推進状況を報告し、提言・助言をいただいて、基本構想・推進計画の進行管理をしていきたいと考えております。

では、4、策定スケジュール（案）についてご説明させていただきます。各年度における会議等の開催予定につきましては、記載のとおりとなっております。

平成32年12月中旬からパブリックコメントを実施し、2月中旬に策定、33年4月に施行する予定でございます。

では、次のページをご覧ください。

5、第三次計画概要（案）について、ご説明申し上げます。

左上の図をご覧ください。本構想・計画は、船橋市総合計画の下に位置づけ、船橋市教育大綱及び船橋の教育はもちろん、地域福祉計画等の同時期に策定が予定されている他計画の担当課と連携を図り、整合性をとりながら策定してまいります。

下の表では、表の左側で第二次計画、現在の計画の評価・課題・問題点を整理し、表の右側で第三次計画での改善案をまとめております。

次のページをご覧ください。

第二次計画における課題・問題点を踏まえた、第三次計画の案をまとめておりますので、右側の表のほうをご覧ください。構想について、本計画の期間は、次期船橋市総合計画の計画期間に合わせる方向で検討しております。生涯学習基本構想部分を通期、推

進計画部分をその半分の期間とし、中間年で必要に応じて見直しを行うような形をとりたいと考えております。

次に、計画について、左側の図をご覧ください。

第三次計画では、計画に掲載する事業と評価の対象とする事業を精査してまいります。

第二次計画対象事業のうち、生涯学習の観点から、今後も推進をしていく必要がある事業、第三次計画の計画掲載事業とします。その中で特に重点的に取り組む事業を重点事業とし、この重点事業について評価をしていくことを考えております。

ここで右の表、下段の評価のほうを見ていただきまして、先ほども申し上げましたとおり、第三次計画では、推進に当たっての重要度で事業を仕分け、評価対象とする事業を絞ります。評価対象となる重点事業については、中間目標、最終目標の2段階で数値目標を設定し、評価基準を設けることで客観的に進捗状況を管理していきます。

また、重点事業につきましては、社会教育委員会会議に所管課の自己評価を報告した際、提言・助言を求め、その内容を所管課へフィードバックすることで事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

【鎌田委員】

いろいろと生涯学習というか、幅が広くて、特に庁内の連携って大変だと思うのですが、けれども、あまり形的に連携をするというのではなくて、実際に生涯学習に関係するところに実のある連携というようなところを図っていただければいいなと思っています。

【教育長】

ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（3）から報告事項（7）につきましては、定例の報告事項のため、質疑を一括して行いたいと思います。ご覧いただき、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項（8）に入りますが、当該案件の報告にあたり、はじめに教育総務課から説明をお願いします。

【教育総務課長】

報告事項（8）につきましては、平成31年第1回船橋市議会定例会に提出する予定の案件で、内容について事前に委員の皆様にご説明させていただくものでございます。

以上でございます。

【教育長】

それでは、報告事項（８）について、保健体育課、報告願います。

【児童生徒防犯安全対策室長】

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく専決について、報告させていただきます。資料は別冊２の最終ページ、湊中学校施設管理瑕疵による事故概要をご覧ください。湊中学校の学校事故についてでございます。

事故は、平成３０年６月２１日木曜、午後４時１５分ごろ、湊中学校校庭において、同中サッカー部の生徒がミニゲームの練習中にダイレクトでゴール方向にシュートしたボールが、防球ネットを超え、隣接する相手側の家屋の窓に当たり、破損させ、また、その破片が外壁にも損害を与えたものです。

専決処分事項として、窓ガラスなどの修理費用として相手方に６万９，１２０円を損害賠償額として支払うことで和解したものです。

今回の事故を受け、同様の事故の再発防止のために、学校ではサッカーコート配置がえを行い、ゴールの位置がえを行ったところです。

なお、ご報告いたしました学校事故の損害賠償については、全国市長会損害賠償保険から全額補填されました。

以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたけれども、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【鎌田委員】

このネットの高さは、何かルールというか、申し合わせというか、そういうのはあるのでしょうか。

【施設課長】

多くの学校は、中学校の場合、１０メートルが基準になっております。湊中学校につきましては、当初は全てが８メートルの防球ネットが設置されておりました。理由は定かではないのですけれども、この部分以外の部分では１０メートルに修繕というのですか、改修したところはございますが、この部分については、当初の８メートルのまま残っていたというところでございます。

【教育長】

ほかに何かございますか。よろしいですか。

続きまして、報告事項（９）その他で、何か報告したいことがある方は報告願います。

無いようですので、続きまして、報告第１号に入りますので、関係職員以外の方は退席願います。

（関係職員以外の職員退席）

【教育長】

それでは、報告第１号について、指導課、報告願います。

報告第１号「市長への報告事項について」、指導課長から報告があった。

【教育長】

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議２月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後３時２８分閉会